

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

滋賀国民年金 事案 1040

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、父が納付していた。未納期間は無いはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の両親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の両親の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年2月21日にA市で払い出されており、資格取得日を申立人が20歳に到達する50年*月まで遡ったものと推察されるところ、オンライン記録を見ると、申立人の申立期間前の同年1月から同年3月までの期間及び申立期間後の51年4月以降の国民年金保険料が納付されていることが確認でき、当時、同市では国民年金に加入した場合、現年度保険料を収納するとともに、遡って納付可能な過年度保険料についても、納付勧奨するのが通例であったことを踏まえると、納付意識の高かった申立人の父親が、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

加えて、申立人は、「父が納付してくれた国民年金保険料は月額1,000円程度だったと記憶している。」と供述しているところ、当該納付したとする金額は、申立期間に係る国民年金保険料の月額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 1041

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、Aとして昭和50年3月からB市で働いていたが、個人経営だったため国民年金に加入した。保険料納付は義務であると思い、全期間納めてきたつもりである。3か月のみ未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているなど、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、「申立期間中の昭和53年1月に同じB市内でCからDに転居した。しかし、住所変更の手続が遅れて同年2月1日付けで手続を行った。」と主張しているところ、申立人の所持している国民年金手帳の「変更後の住所」欄においても「(昭和53年2月1日変更) E」の記載が確認でき、当該住所変更手続が申立人の主張どおり行われていることが確認できる。その上、申立期間当時に申立人が居住していたB市は、「当時、国民年金保険料の納付書を毎月送付していた。」と回答していることから、当該期間の納付書は、申立人に届いていたものと推認される。これらのことから、申立人が申立期間の保険料を現年度納付することは可能である。

さらに、申立人は、申立期間の後にB市内において2回の転居を行っていることが本人の所持する国民年金手帳及び国民年金被保険者台帳から確認できるが、当該2回の転居においても国民年金被保険者の住所変更手続が適切に行われていることが確認できる上、これら2回の転居時の前後において未納はないことから、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料の納付書を取得しておきながら未納のままにしておくとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成19年6月から同年10月までの期間を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記修正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 4 月 3 日から 19 年 11 月 1 日まで
② 平成 19 年 8 月 8 日

申立期間①は、A社に勤務していた全期間の標準報酬月額が11万円になっているが、給与明細書に記載された報酬月額の方が高いため、調査の上記録を訂正してほしい。

申立期間②は、平成19年8月に支給された賞与の記録が無いいため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、平成19年6月から同年10月までの期間の標準報酬月額、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「口座引き落としにより納付した。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成18年4月から19年5月までの期間については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料（7,664円）に見合う標準報酬月額（10万4,000円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（11万円）より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

滋賀厚生年金 事案 1174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和57年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月27日から同年4月1日まで

A事業所には、B職として昭和57年3月31日まで在籍していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人の社員カードの記録により、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A事業所の総務担当者は、「当時の事務担当者を確認したところ、B職が次の事業所へ異動する場合の退職日は月末にするように手続を行っていたことから、申立人の厚生年金保険の資格喪失日を昭和57年3月27日にする理由は見当たらず、届出ミスと思われる。また、申立期間の厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は残っていないが、申立人に係る社員カードの退職日が同年3月31日になっているので、月末退職として給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様にC事業所からA事業所に派遣された申立人の後任及び複数の同僚に係る同事業所における厚生年金保険の資格喪失日は、いずれも退職日が属する月の翌月の初日と記録されており、これらの記録は前述の担当者の回答と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和57年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA事業所の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ日を資格喪失日又は離職日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和57年3月27日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年10月から62年6月まで
私の亡くなった母が、「年金は老後のために必要なものなので保険料は払っておかなければならない。」と言っていた。このような母親だったので私の保険料も代わりに納付してくれていたはずであるのに、私の年金記録では申立期間が未納となっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母親が、昭和58年10月頃にA市役所において、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同市役所で納付してくれていたはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年4月4日に払い出されており、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、この時点では申立期間の大半である昭和58年10月から61年12月までの期間については時効により保険料を納付することができない。

また、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行うも、現在の国民年金手帳記号番号以外に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から46年3月までの期間、同年4月から50年8月までの期間、51年4月から54年7月までの期間及び同年8月から56年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から46年3月まで
② 昭和46年4月から50年8月まで
③ 昭和51年4月から54年7月まで
④ 昭和54年8月から56年4月まで

A社を退社した後、20歳から国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付してきた（厚生年金保険との重複期間もある。）。B町の職員、同町の徴収嘱託員等の訪問徴収により毎月、国民年金保険料を納付した。ところが、申立期間が未納（厚生年金保険との重複期間を含む。）及び申請免除となっているので、調査をして納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は申立期間①から④までの国民年金保険料について、B町の職員、同町の徴収嘱託員等の訪問徴収により、毎月、国民年金保険料を納付したと主張しているが、同町の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間①は未納、申立期間②、③及び④の一部を含む昭和46年4月から55年3月までの期間は申請免除、申立期間④のうち同年4月から56年2月までの期間は未納となっており、これらは全て国民年金被保険者台帳の記録と一致しており、納付の記録は無い。ただし、オンライン記録では、基礎年金番号との統合処理（平成21年8月18日）により申立期間④は厚生年金保険被保険者期間となっている。
- 2 申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が昭和47年2月26日であることが確認でき、44

年*月*日に遡及して資格を取得していることから、払出日時点では、当該期間の保険料は過年度扱いとなり、B町では納付できない上、同年12月以前の保険料は、時効が成立しており、納付することができない。

- 3 申立期間②、③及び④のうち昭和54年8月から55年3月までの期間については、基礎年金番号との統合処理前は、申請免除期間となっていたが、申立人は免除申請をした記憶は無く、B町の職員等の訪問徴収により、毎月保険料を納付していたと主張している。

しかし、約9年の長期間にわたって、一月も納付の事跡が無い上、納付した保険料が還付処理された記録及び申請免除承認後に保険料が追納された記録も無く、さらに、B町の担当者は、「申立期間当時、訪問による保険料の追納勧奨は行っていなかった。」と供述しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、「申立期間④は、国民年金保険料を納付した期間と厚生年金保険被保険者期間との重複期間であるので、当時、B町で年金業務を担当していた職員に相談したところ、『重複期間に納付した国民年金保険料は、後日、還付される。』と言われた。」と主張しているが、当該職員に照会したところ、申立人の主張を確認できる関連資料及び回答を得ることができなかった。

- 4 このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月、44年4月から55年3月までの期間、同年4月から56年2月までの期間、61年4月から平成9年3月までの期間、同年4月から16年6月までの期間及び17年3月から18年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月
② 昭和44年4月から55年3月まで
③ 昭和55年4月から56年2月まで
④ 昭和61年4月から平成9年3月まで
⑤ 平成9年4月から16年6月まで
⑥ 平成17年3月から18年2月まで

申立期間について、A町の職員、同町の徴収嘱託員、B社会保険事務所(当時)の国民年金推進員等の訪問徴収により、毎月、国民年金保険料を納付していたのに未納及び申請免除となっている。調査をして納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は申立期間①から⑥までの国民年金保険料について、A町の職員、同町の徴収嘱託員、B社会保険事務所の国民年金推進員等の訪問徴収により、毎月、国民年金保険料を納付したと主張しているが、同町の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間①は未納、申立期間②は申請免除、申立期間③及び④は未納、申立期間⑤のうち、平成9年4月から同名簿での記録が残っている14年3月までの期間については、申請免除となっており、これらは全てオンライン記録と一致しており、納付の記録は無い。
- 2 申立期間②について、申立人は、免除申請をした記憶は無く、A町の職員等の訪問徴収により毎月、保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録を見ると、申請免除期間となっており、11年の長期間にわたって、一月も納付の事跡が無い上、申立人の妻も婚姻日(昭和49年4月*日)以降

は一部の厚生年金保険被保険者期間を除いて、申立人と同様に申請免除期間となっているなど、申立人が申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間⑤及び⑥について、申立人は、免除申請をした記憶は無く、A町の職員、B社会保険事務所の国民年金推進員等の訪問徴収により、毎月保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録を見ると、申立期間②と同様に申請免除期間となっており、納付した保険料が還付処理された記録及び申請免除承認後に保険料が追納された記録も無く、さらに、同町の担当者は、「申立期間当時、訪問による保険料の追納勧奨は行っていなかった。」と供述しているなど、申立人が申立期間⑤及び⑥の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、B社会保険事務所の国民年金推進員の訪問徴収により保険料を納付したとしているものの、C年金事務所には、平成14年4月以降に交付された国民年金保険料現金領収証書の原本が全て保存されているところ、申立期間⑤と⑥の間の16年7月から17年2月までの保険料を、18年1月から同年8月にかけて領収した同領収証書はあるが、これはオンライン記録と一致しており、申立期間について納付したとする申立人の同領収証書は見当たらない。

さらに、申立期間⑥について、C年金事務所から提出された申立人の国民年金保険料免除・納付猶予申請書を見ると、免除申請が承認されていることが確認できる。

- 4 このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。